

軽微な設計変更の運用基準
設計変更における工種区分

軽微な設計変更の取り扱いについて

土木工事においては、現場合合わせにより施工しなければならない場合等、設計図書のとおり工事を施工することができないことがある。これらは設計変更を行い契約変更のうえ、工事を施工するのが原則であるが、例外的な取り扱いとして、当初設計において種別、細別等に計上されている工事目的物の機能を保持するために必要で付帯的な追加工事については、軽微な設計変更として工期の末に契約変更を行うことができる旨、「土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の通達（経理第5029号 昭和58年4月1日）第3項のただし書きにその定めがあり、環境事業局においては「軽微な設計変更の運用基準」及び「設計変更における工種区分」(平成4年5月15日環境事業局長決裁 環事第209号にて財政局理事宛通知)を定め、これに基づき軽微な設計変更に伴う契約変更の手続きを工期の末（精算時）に行うこととしている。

なお、この取り扱いは請負代金が軽微な変更（決議金変更）限度額を越えてはならない。

1. 軽微な設計変更の運用基準

- (ア) 土木工事における軽微な追加工事のうち、当初設計において種別、細別に計上されている工事目的物の機能を保持するために必要な付帯的なもので、別表の「軽微な設計変更における工種区分」の中の「軽微な追加工種」と指定されたものに限り新工種とみなさないものとし、決議金変更（軽微な設計変更）で処理できるものとする
- (イ) 金額の変更は、その額を含めて「決議金変更限度額」の範囲内とする。
- (ウ) 追加項目の単価は、設計単価に請負率を乗じたものとする。
- (エ) 設計書の様式により、細別欄に形状寸法を記載しているものについても、この運用基準を適用することができるものとする。
- (オ) 別表の指定項目に記載されていないものについては、別途協議のうえこれを定めるものとする。

2. 軽微な設計変更における工種区分

「土木工事の設計変更に伴う契約変更取扱要領」の7-(3)-エに規定する設計変更における類似増工工種と新工種の区分は別表の「軽微な設計変更における工種区分」を参考にして取り扱うものとする。